

## 指定管理者管理運営状況評価

評価対象施設	埼玉県立嵐山郷
指定管理者	埼玉県社会福祉事業団
評価対象年度	令和3年度
施設所管課	福祉部 社会福祉課

評価項目	細項目	評価	コメント
利用者の 安心・安全 の確保	安全性の確保	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全点検実施要領に基づき、環境及び支援安全点検を実施している。また、安全管理委員会及び安全管理分析班会議を実施しており、事故やヒヤリハットの事例等を分析して、事故防止に積極的に取り組んでいる。</li> <li>避難訓練については、総合防災訓練を年2回実施し、部署毎でも随時訓練を実施している。</li> </ul>
	法令等の遵守	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定点検業務は適切に行われている。</li> <li>「埼玉県社会福祉事業団個人情報保護規程」のほか本部通知に基づき個人情報の保護を適切に行っており、流出等はない。</li> <li>「埼玉県社会福祉事業団情報公開実施規程」に基づき適切な事務が行われている。</li> </ul>
施設の設置 目的の達成	事業の実施	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「指定管理業務に係る事業計画書」及び「公の施設の管理目標」に沿って、適正に事業が実施されている。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による外部要因により、一部「公の施設における管理目標」を達成できなかった。</li> </ul>
	利用状況	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「公の施設の管理目標」実績</li> <li>①年平均入所率 93.4%(目標:95.5%以上)</li> <li>②重度障害児者短期入所受入れ 20件(目標:300件)</li> <li>③障害者歯科診療所利用者数 4,632人(目標:4,600人)</li> <li>重度障害児者短期入所受入れについては、新型コロナウイルス感染予防のため、受入れを中止としたことから、目標値には届かなかった。(外的要因による。)一方、年平均入所者は、目標値(95.5%)の9割を達成している。</li> </ul>
	適切な管理の履行	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定書や事業計画に沿った管理が適切に実施されている。</li> <li>指定管理者の管理の瑕疵による重大な事故や不正支出及び支払の遅延等はない。</li> </ul>
	財産の適切な管理	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物や設備の修繕は適宜実施されている。</li> <li>備品の購入や処分に関しても、適切に事前協議を行っている。</li> </ul>
利用者サービス の向上	処遇内容の向上	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス自己評価によるサービス点検を実施し、支援サービス内容の向上に努めている。</li> <li>利用者の障害特性に応じた専門的支援を行っている。</li> <li>利用者の権利擁護については、研修の実施やセルフチェックによる支援の見直しなどに努めている。</li> </ul>
	利用者の満足度	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が知的障害児者であるため本人からの満足度を把握することが難しいので、保護者へのアンケートなど、随時家族からの意見や要望を踏まえ利用者の満足度向上に努めている。</li> <li>苦情・要望については、その都度施設長や職員が対応・回答している。</li> </ul>
財務	適正な支出の確保	A	「埼玉県社会福祉事業団会計規程」に基づき、適切に支出されている。
	コスト低減	A	業務改善及び効率化を図っている。
総合評価		A	適切に実施している。

特記事項	特に評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間施設では受入れが困難な強度行動障害、身体障害を併せ持つ重複障害、触法履歴を有する等の知的障害児・者を積極的に受け入れ、県立施設として障害者(児)福祉のセーフティネットの役割を果たしている。</li> <li>大学と連携して強度行動障害支援の事例勉強会を行ったり、県立施設として中核的な役割を果たしている。</li> </ul>
	次年度に向けて 改善が望まれる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の方々が安心・安全で自立した生活が送れるよう、引き続き施設の適切な維持管理と事業の運営及び事件・事故の防止に努めること。</li> <li>利用者の権利擁護については、研修、外部からのアセスメント助言指導などを通し、引き続き、最重点事項として取り組むこと。</li> <li>地域住民、その他関係機関と十分連携し、一定割合以上の入所者の確保に努めること。</li> <li>引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努め、施設での感染拡大防止策を講ずること。</li> </ul>